

登米農業振興地域整備計画の変更申請時の添付書類等

令和5年9月1日作成

変更内容（用途）	編 入		除 外		用途変更	摘 要
様 式	様式第7号の1		様式第7号の2		様式第7号の3	
添付書類関係	農用地	農業用 施設用地	建築用 (居宅等)	建築物 以外	農業用施設用地	
1. 農用地利用計画変更意見書	○	○	○	○	○	産業経済部産業総務課で準備しております。 (ホームページにも掲載しております。)
2. 位置図（農地の位置）	○	○	○	○	○	公図等によりどの農地が分かるもの (農地の位置を示したもの)
3. 配置図（建物等の配置計画図）	—	○	○	○	○	申請地をどのように利用するか分かる図面 (居宅、作業所、畜舎の位置、駐車スペース等)
4. 平面図・立面図（建物等の図面）	—	○	○	—	○	おおよその大きさが、形、間取り等分かるもの（見取り図）
5. 案内図（住宅地図等）	○	○	○	○	○	申請地の場所を確認できるもの (現地確認をする際に必要となります)
6. 用排水計画等被害防除措置の内容及び図面	○	○	○	—	○	下水道や浄化槽などの用排水対策の図面
7. 公図	○	○	○	○	○	実際の農地の位置を確認するため（法務局）
8. 事業計画書（事業内容・資金計画等）	○	○	○	○	○	産業経済部産業総務課で準備しております。 (ホームページにも掲載しております。)
9. 土地登記簿謄本(全部事項証明書)	○	○	○	○	○	所有者・地積等の確認のため(法務局) 法務局の証明があるもの。 (法務局でお取り寄せください。)
10. 委任状（代理人申請の場合）	○	○	○	○	○	任意の様式で構いません。
11. 農業振興地域指定解除に係る確約書	—	—	○	○	○	産業経済部産業総務課で準備しております。 (ホームページにも掲載しております。)
12. その他参考となる資料	①事業計画者が法人の場合は、法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）が必要です。 ②登記簿に搭載されている所有者の住所と現住所が異なる場合には、住民票が必要です。 ③除外と変更の場合には、「他の候補地を選定しなかった理由書」を添付願います。					

※農業用施設用地とは、畜舎、堆肥舎、農機具置き場等に利用するために変更することです。